

低所得者の軽減制度が適用される例

例1 国保の被保険者(加入者)が1人の場合



【65歳以上で年金収入が125万円】

軽減判定所得: 125万円 - 110万円(公的年金控除) - 15万円(特別控除)
= 0円(軽減判定所得)

0円 ≤ 43万円 …7割軽減に該当

均等割・平等割合計額が 68,000円 から **20,300円** になります。

例2 国保の被保険者(加入者)が夫婦2人の場合

【世帯主:65歳以上で年金収入が180万円】

【配偶者:65歳以上で年金収入が145万円】

軽減判定所得: 世帯主(180万円 - 110万円(公的年金控除) - 15万円(特別控除) = 55万円) …①

配偶者(145万円 - 110万円(公的年金控除) - 15万円(特別控除) = 20万円) …②

① + ② = **75万円(軽減判定所得)**

75万円 > 53万円 …7割軽減は非該当

75万円 ≤ 114万円 …**5割軽減に該当**



【P37「軽減判定所得」の計算式より】

均等割・平等割合計額が 107,200円 から **53,600円** になります。

(所得割は別途課税されます。税率についてはP33を参照ください。)

未就学児の均等割軽減

地方税法等の改正により、令和4年度課税分より未就学児(義務教育就学前の子)の均等割が軽減されています。軽減割合は5割となります。P37「低所得世帯の軽減制度」に該当する場合は、軽減後の均等割を5割軽減します。この軽減措置は世帯の人数や所得に関わらず、一律に行われます。この軽減を受けるにあたって手続きは必要ありません。

対象者 国民健康保険に加入している未就学児(小学校入学前の子ども)
(令和7年度分については、平成31年4月2日以降に生まれた方となります)

軽減期間 6歳に到達した以後の最初の3月31日まで
(小学校入学年度からは軽減の対象外となります)

産前産後期間の保険税免除

令和6年1月より、出産する被保険者の産前産後期間の所得割と均等割が免除されています。

対象となる人は申請してください。申請は出産予定日の6か月前から可能です。

対象者 出産する被保険者(妊娠85日以上のお産)
死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も対象

免除期間 出産予定月(出産月)の前月(多胎の場合は3か月前)
から出産予定月(出産月)の翌々月

届出に必要なもの 母子健康手帳、本人確認書類

後期高齢者医療制度創設に伴う 国民健康保険税の経過措置

後期高齢者医療制度が創設されたことによって、国民健康保険に加入する人の保険税が急に増えることがないように、下記の経過措置があります。

所得の低い人の保険税の軽減について

国保から後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合、その人の所得を含めて軽減判定を行います。

保険税の軽減を受けている世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいるとき、世帯構成や収入状況が変わらなければ、国民健康保険に残った人の保険税は、移行前と同様の軽減を受けることができます。

保険税の平等割の軽減について

同じ世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいて、その結果、国保被保険者が1人となったときは、国保に残った人の保険税のうち、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の平等割が5年間半額となり、その後の3年間は、平等割の4分の1の額を減額します。

被用者保険の被扶養者であった人の減免制度について

被用者保険(全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合など)の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が新たに国民健康保険に加入する場合、申請いただくことにより、次のとおり、保険税の減免を受けることができます。

1 所得割の全額(当面の間)

2 均等割の2分の1(資格取得日から24か月まで)

3 平等割の2分の1(資格取得日から24か月まで)

※3については65歳以上の被扶養者のみの世帯に限る

注意: 2と3については、7割・5割軽減に該当する世帯は除きます。

また、2割軽減に該当する世帯は、さらに3割を軽減し、合計することで2分の1とします。